

## 気候関連情報開示における物理的リスク評価に関する懇談会（第3回）議事要旨

令和5年2月21日(火) 13:00～15:00

Web会議にて開催

### 1. 本文の記載

- 第3章の営業停止日数において業種区分されていないため、農業でも使用できるのかどうか等記載をしてもらえるとより使いやすくなる。
- 第3章の被害額算定手法は既に対策を行っている企業の効果を適切に評価できない可能性がある。国土技術政策総合研究所で提示している被害額算定手法などに言及しては如何か。
- 企業での適応策の実効性を継続的に担保するためにも、第4章で物理的リスク評価・分析結果や適応策に関する継続教育や訓練についても記載すると良い。
- 第4章のBCPの図は、対策を行うことにより、復旧度合やその回復するタイミングが早くなる等、事業継続性が高まる点をよりクリアに表現できるとよい。
- 第4章のコラムは、防災施策の優位性をさらにアピールするため、日本の河川整備や復旧の速さに加え、予報のリーディングタイムも優れている点を記載できるとよい。
- 現行の第4章のコラムの記載内容だと大規模な洪水は起きないといった誤った印象を与えてしまう可能性がある。一方、大規模な洪水が発生した場合、ライフラインの寸断や交通途絶などの影響が想定されるため、そうした影響も追記する必要がある。
- 物理的リスクは財務的影響が小さかったとしても低頻度で大規模な災害が発生すると壊滅的な被害が生じる可能性がある。洪水リスクがマテリアリティでなく結果を開示しない場合も、リスクがある場合には企業は水害対策を講じることが必要である点も記載すべき。

### 2. 今後の展開

- 本手引きを幅広い媒体で公開し、企業に活用されていくことを期待する。
- 今後の研究開発の動向等を踏まえ、手引きをアップデートすることも検討して欲しい。
- TCFD開示によりこれまで見えてなかったリスクが判明することになるため、この開示結果をより踏み込んだ河川行政や流域治水につなげていくという発想も重要と考える。

以上